

独立行政法人制度改革

— 独立行政法人通則法改正法、同整備法の成立 —

内閣委員会調査室 中西 渉

1. はじめに

独立行政法人（独法）の全般的な制度改革は、第一次安倍内閣以来の課題であり、政権交代を挟み内容を改めつつ、これまで二度政府から法案が提出され、いずれも廃案となっていた。

第二次安倍内閣の下、これまでの論議を踏まえ更に検討の後、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（閣法第 77 号）、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第 78 号）の 2 法案が第 186 回国会に提出され、成立したことにより、長年にわたった改革論議に一つの結論が出されたことになる。

そこで、本稿では、独立行政法人制度改革に関する検討の経緯を簡単に振り返った後、成立した法律の概要と国会における主な論議の内容を紹介することとしたい。

2. 独立行政法人制度改革をめぐる経緯

（1）制度創設と展開

独立行政法人制度は、橋本内閣により設置された行政改革会議の最終報告（平成 9 年 12 月 3 日）が、英国のエージェンシーを参考に創設を提言したことが契機となった。政策立案機能と実施の機能の渾然一体性が行政の機能不全と肥大化を招いているため、両者を分離し、行政の機能向上と減量化を図るものであり、また、①経営責任の不明確性、②事業運営の非効率性・不透明性、③組織・業務の自己増殖性、④経営の自律性の欠如などの問題を抱えた特殊法人等の改革の一つの形としても期待された。

平成 10 年に中央省庁改革全体のプログラム法である中央省庁等改革基本法（独法については第 36 条以下で規定）、平成 11 年に独立行政法人通則法、国立公文書館法の一部を改正する法律等 59 の独立行政法人の設置を定める個別法がそれぞれ成立し、平成 13 年 4 月、国立公文書館等国の機関から分離された 57 の独立行政法人が発足した。その後、特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、多くの特殊法人が移行するなど、独立行政法人は平成 17 年 10 月のピーク時には 113 法人を数えた。人件費等の財政支出の削減、自己収入の増加等の成果が上がる一方、緑資源機構を舞台にしたいわゆる官製談合事件などは国民の信頼を失墜させた。

（2）20 年法案

第一次安倍内閣は、平成 19 年 6 月 19 日に閣議決定した「経済財政改革の基本方針

2007（骨太の方針）」において、現行の独立行政法人が制度本来の目的にかなっているか、制度創設後の様々な改革と整合的なものとなっているか等について、原点に立ち返って見直すとして、①「官から民へ」原則（民間に委ねた場合には実施されないおそれがある法人及び事務・事業に限定）、②競争原則（法人による業務独占については、民間開放できない法人及び事務・事業に限定）、③整合性原則（公務員制度改革、国の随意契約の見直し、国の資産債務改革等他の改革との整合性確保）の3原則に基づき、全法人を対象に見直すことを明らかにし、8月10日、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」を閣議決定した。

続いて、福田内閣は、12月24日、独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置と各独立行政法人に関し講ずべき措置を定めた「独立行政法人整理合理化計画」を閣議決定し、法人数を101から85に縮減する、横断的事項の見直しとして、随意契約・保有資産の見直し、給与水準の適正化、内部ガバナンス強化等の見直しを行うとした。

そして、法改正を要する部分への対応として、翌平成20年4月25日、第169回国会（常会）に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」（いわゆる「20年法案」）、5月23日に「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が提出されたが、両法案は平成21年7月21日の衆議院解散に伴い未了となった。

（3）24年法案

総選挙の結果民主党を中心とする政党が政権を担うこととなり、鳩山内閣は、行政刷新会議の平成21年11月の「事業仕分け」（第1弾）等を踏まえ、12月25日に「独立行政法人の抜本的な見直しについて」を閣議決定し、全ての独立行政法人の全ての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行うとした。

平成22年2月、政府は、見直し事項のうち、独立行政法人の不要財産を国庫納付させるための制度を整備する「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」を第174回国会（常会）に提出し、同法案は両院の総務委員会の審査を経て可決・成立した。

その後、独立行政法人に係る「事業仕分け」等行政刷新会議による見直し作業を経て、菅内閣は、12月7日、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を閣議決定し、抜本改革の第一段階として、各法人に事務・事業、資産・運営の見直しを求め、第二段階として、同方針を踏まえ「独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進める」とした。

平成23年9月15日、同方針のフォローアップ結果を受け行政刷新会議に独立行政法人改革に関する分科会が設置され、平成24年1月19日に同分科会が「独立行政法人の制度・組織の見直しについて」の取りまとめを行ったのを受け、1月20日、野田内閣は、独立行政法人制度に代わる行政法人制度の創設や法人数の102から65への縮減を進めるとする「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（以下「24年方針」という。）を閣議決定した。24年方針では、現行制度について、①主務大臣や監事による法人の外部・内部のガバナンスが不十分であること（組織規律の問題）、②運営費交付金の使

途が不透明であり、無駄や非効率な業務運営が生じていること（財政規律の問題）、③目標設定が不明確で客観的な評価が困難であり、また、評価に府省横断的な統一性がないなど評価の実効性が欠けていること（目標・評価の問題）、④業務運営に対する第三者のチェックが不足しているほか、不要資産の保有、不透明な取引関係の存在など業務運営の透明性が低いこと（説明責任・透明性の問題）などが明らかになるとともに、様々な分野で様々な態様の業務を行う法人全てを一律の制度にはめ込み、国の政策を効果的に実施する機能が十分発揮できない仕組みになっているとした。その上で、今後、①国の政策実施機能強化等の観点から、国や民間との関係も視野に組織をゼロベースで見直し、廃止や、自律的な経営が可能な法人の民営化等を実施する、②廃止又は民営化等を行うべき法人以外の法人を事務・事業の特性に着目して類型化し、類型ごとに最適なガバナンスを構築する、③類型を踏まえつつ、政策実施機能の強化や効率性の向上の観点から法人を再編する、④新たな法人制度に共通するルールを整備する、との考え方に沿った措置を採るとした。

そして、5月11日、第180回国会(常会)に、新法人制度に移行するための共通ルールを整備するための「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」(以下「24年法案」という。)及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」が提出されたが、両法案は11月16日の衆議院解散に伴い未了となった。

(4) 2法案の提出、成立までの経緯

総選挙の結果再度政権が交代し、第二次安倍内閣では、行政改革推進本部の下に設置された行政改革推進会議の平成25年2月27日の第1回会合において、独立行政法人改革については、これまでの検討の優れた面は取り入れ、見直すべきは大胆に見直すとの考えでこれまでの議論を総括・点検し、改革の集大成を行うものとされた。

これを受け、内閣府副大臣の下に2月28日に「独立行政法人改革に関する有識者懇談会」が設置され、実務的・専門的な検討の後、6月5日、同懇談会は、「中間取りまとめ」を行った。同取りまとめでは、見直しの方向性として、独立行政法人制度は維持した上で、①法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類(2分類)、②P(Plan: 目標、計画)D(Do: 実施)C(Check: 評価)A(Action: 改善)サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築、③法人の内外から法人の運営を改善する仕組みの導入、④財政規律、報酬・給与等の見直し及び情報公開の充実に関する具体的な方策とともに、各法人の事務・事業の特性を踏まえた法人の整理と類型化の考え方が示された。

その後、総理の指示を踏まえ、9月20日、行政改革推進会議に「独立行政法人改革等に関する分科会」が設置され、集中的な検討の後、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」がまとめられ、12月20日の行政改革推進会議で了承された。12月24日、その内容に沿った「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定された。基本方針では、独立行政法人について、事務・事業の特性に応じ、業務に係る成果の最大化や質の向上に必要な目標管理の在り方、業務運営における法人の裁量と国の関与の程度、業務の停滞が国民生活や社会経済に与える影響の度合い

等を基に、①中期目標管理により事務・事業を行う法人（中期目標管理型の法人）、②中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人（研究開発型の法人）、③単年度の目標管理により事務・事業を行う法人（単年度管理型の法人）の三つに分類し、各分類に即したPDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築、法人内外からの業務運営を改善する仕組みの導入等を行うほか、法人数を100から87に統廃合する等とした。

基本方針に沿って必要な法改正を行うため、平成26年4月15日、独立行政法人通則法改正案、同整備法案の2法案が第186回国会（常会）に提出された。なお、基本方針では、研究開発型の法人のうち、国家戦略に基づき、国際競争の中で、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を期待されるものについては、「特定国立研究開発法人（仮称）」として、内閣府・総務省共管の別法で総合科学技術会議¹・主務大臣の強い関与や業務運営上の特別な措置等を定めるとされ、別途「特定国立研究開発法人に係る研究開発の促進に関する特別措置法案（仮称）」の提出が検討されるとともに、3月12日の総合科学技術会議では産業技術総合研究所と理化学研究所がその対象法人候補とされたが、理化学研究所でのSTAP細胞論文問題もあり、同法案は提出されなかった。

一方、民主党は、みんなの党と共同で、24年法案をベースにした「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」（第183回国会衆第31号。以下「民主・みんな案」という。）を衆議院に提出しており、同院内閣委員会では閣法2法案と民主・みんな案を一括して議題とし審査が行われたが、閣法2法案が修正の上参議院に送付され、内閣委員会の審査を経て、6月6日の本会議で可決、成立した。

3. 2 法律の概要

（1）独立行政法人通則法の一部を改正する法律

ア 業務の特性を踏まえた法人の分類

全法人を一律に規定している現行制度を見直し、業務の特性に対応して法人のマネジメントを行うため、以下の三つの分類を設ける。

① 中期目標管理法法人

公共上の事務・事業を中期的（3～5年）な目標・計画に基づき行うことにより、多様で良質なサービスの提供を通じて公共の利益を増進することを目的とする法人。

② 国立研究開発法人

研究開発に係る業務を主要な業務として、中長期的（5～7年）な目標・計画に基づき行うことにより、我が国の科学技術の水準の向上を通じた国民経済の発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人。

※ 国立研究開発法人のうち、世界トップレベルの成果が期待される法人（特定国立研究開発法人（仮称））については、別の法律により特別な措置を採る。

③ 行政執行法人

国の行政事務と密接に関連した国の相当な関与の下に確実に執行することが求め

られる事務・事業を、単年度ごとの目標・計画に基づき行うことにより、正確・確実に執行することを目的とする法人。また、役職員に公務員身分を付与する。

イ PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

現行制度の主務大臣が法人に目標を指示するものの評価には関与せず、各府省に設置される外部有識者から成る「独立行政法人評価委員会」が一次評価を行い、総務省の「政策評価・独立行政法人評価委員会」が二次評価を行う仕組みを改め、主務大臣の下での政策のPDCAサイクルを強化し、実効性・一貫性のある目標・評価の仕組みとする。

① 評価体制の見直し

- i 法人に目標を指示する主務大臣が、毎年度、業績評価を実施する。
- ii 主務大臣は、業績評価の結果に基づき、必要な業務改善命令をする。行政執行法人には必要な監督命令をする。

② 目標設定、評価の在り方

- i 総務大臣は、目標・評価に関する指針を策定する。
- ii 研究開発業務の目標・評価については、総合科学技術・イノベーション会議が指針案を作成し、総務大臣の指針に、その内容を適切に反映させる。
- iii 国立研究開発法人の目標・評価等に関しては、主務大臣は、研究開発に関する審議会（外国人の委員任命も可）の意見を聴取する。
- iv 主務大臣は、目標を具体的に設定する。
- v 国立研究開発法人の中長期目標・計画には、「研究開発の成果の最大化」に関する事項を記載する。
- vi 法人は、評価結果を業務運営の改善に反映させ、その状況を公表する。

③ 第三者機関のチェック

総務省に独立行政法人評価制度委員会を設置し、以下のチェック等を実施する。また、委員は内閣総理大臣が任命する。

- i 中期目標管理法人、国立研究開発法人
 - a 主務大臣による目標案、中期（中長期）目標期間の評価結果、中期（中長期）目標期間終了時の見直し内容をチェックし、意見をする。
 - b 中期（中長期）目標期間終了時の見直しに際し、法人の主要な事務・事業の改廃について、主務大臣に勧告する。
 - c 勧告事項について、特に必要があるときは、内閣総理大臣の指揮監督が行われるよう意見を具申する。
- ii 行政執行法人

中期的な期間（3～5年）の業務運営効率化の評価結果を点検し、意見をする。

ウ 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

監事の権限が不明確であり、法人の違法行為に主務大臣が是正要求しか行えない現行制度を見直し、法人の内外から業務運営を改善し得るよう、法人内部のガバナンスを強化するほか、主務大臣による是正措置を整備する。

- ① 監事の機能強化等による法人内部のガバナンス強化
 - i 監事・会計監査人の調査権限を明確化し、役員不正行為等の主務大臣等への報告や監査報告の作成を義務付ける。
 - ii 法人の長及び監事の任期を中期（中長期）目標期間に対応させる。行政執行法人は、個別法で定める期間とする。国立研究開発法人は、3～4年の任期設定も可能とする。
 - iii 役員に職務忠実義務及び任務懈怠に対する損害賠償責任を明記する。
 - iv 業務方法書に法令遵守等内部統制の体制を記載する。
 - v 非公務員型の法人にも役職員の再就職規制を導入する。

② 主務大臣による適材適所の人材登用

主務大臣は、独立行政法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならないものとすることとし、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。（※下線部は衆議院修正による。原案では「公募、候補者の推薦の求めその他の適任者」となっていた。）

③ 主務大臣による是正措置の整備

主務大臣は、法人の違法行為、著しく不適正な業務運営等に対し、是正・業務改善命令（行政執行法人には必要な監督命令）を行う。

エ 法の運用の弾力化

- ① 法の運用に当たって、法人の事務・事業の特性は充分配慮されなければならないものとする。
- ② 中期目標管理法・国立研究開発法人の役職員の報酬・給与等の基準は、国家公務員、民間企業、当該法人の業務の実績、職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮する。

(2) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律（229 法律）の規定を整備する。

- ① 各法人を設置する個別法を改正し、上記の法人三分類の定め追加、各府省評価委員会に係る規定の削除、その他規定を整備する。
- ② 総務省設置法を改正し、行政評価・監視の対象に独立行政法人の業務の実施状況を追加する。

※ 衆議院において、日本司法支援センター（法テラス）及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長又は監事を任命しようとするときの措置について、上記通則法改正案に対する修正と同様の修正が行われた。

4. 国会における主な論議

(1) 独立行政法人制度改革の基本的な方向性

ア 独立行政法人制度の意義・評価

独法制度に対する認識について質疑があり、稲田行政改革担当大臣は、以前の特殊法人等と比べ、主務大臣の過剰な関与を廃し、目標管理と運営費交付金の仕組みの下、法人が自主性を発揮した業務運営を行い、業務の質の向上と効率性を推進したこと、各種情報の公表により業務運営の透明化が向上したこと、定期的な業務・組織の見直しでスリム化が実現したことなどが評価でき²、独法制度が手法を取り入れたニュー・パブリック・マネジメント（NPM）の思想は現在も続いている旨の答弁を行った³。

イ 民主・みんな案（24年法案）との主な違い

民主・みんな案との違いについて、稲田大臣は、最大の違いとして同案が独法制度自体を廃止する点を挙げたほか、民主・みんな案は研究開発法人を独自の分類としないのに対し、政府案は、研究開発の最大限の成果の確保の目的達成のため、分類を設けた点、民主・みんな案は法人役員を原則公募とするのに対し、政府案は、適材適所の実現方法は多様であることから、公募や推薦の求め等を努力義務とした点、また、ガバナンスの強化の観点からは、政府案における監事による違法、不正行為の主務大臣への報告義務、各独法による評価結果の反映状況の公表の義務等の措置は民主・みんな案をより進化させたものである旨の答弁を行った⁴。

民主・みんな案の提出者は、ガバナンスを強化し財政規律を高め予算の無駄を省く点にさほど違いはなく、法律上は役員の公募制、定年制、報酬上限を設けた点、24年方針では基本方針にはない随意契約や一者応札の見直しなどによる業務の適正性確保を掲げていたことが異なる旨の答弁を行った⁵。また、研究開発法人については、一つの分類とはしないが、これらだけの適用ルールを設け⁶、実質的な制度設計にさほど違いはなく、むしろより多くの個別法人の統合を行う点に大きな違いがある旨の答弁を行った⁷。また、「行政法人」という名称には、独法の現状の厳しさ、抜本改革の必要性の認識の違いを背景とした提出者の改革への意思が示されている旨の答弁を行った⁸。

(2) 法人分類の在り方

ア 中期目標管理法

「中期目標管理法」という分類名は他の二つとは異なり業務の内容を表すものでもなく、実際に業務内容も多様なのはなぜかとの質疑に対し、立案に携わった内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「行革事務局」という。）は、分類は、業務の特性によっては現行の一律3年から5年より短期、長期の目標管理が適当な法人がある点に着目し、中長期の目標管理が適当なものは研究開発業務を行う法人、単年度管理が適当な法人は国との密接な連携の下に正確、確実な執行が求められる業務を行う法人という観点でくくったが、中期目標管理法については、更に業務類型に応じた区分を法定化するとかえって柔軟かつ弾力的な運用を損なう懸念があり法制度上業務内容に応じた細分化など

は行わず、総務大臣が定める指針など運用の中で適切に対応を図る旨の答弁を行った⁹。

イ 国立研究開発法人

研究活動の本質を考えれば、第2条第1項（改正後の独立行政法人通則法の条文。以下同じ。）の「効果的かつ効率的」な事務の実施と、同条第3項で研究開発法人の目的とする「研究開発の最大化を確保」は矛盾しないかとの質疑があり、行革事務局は、前者は税金を財源とする公法人の業務運営に当然の考え方であり、一方「効率性」はインプットの削減のほか、一定のインプットでアウトプットを高めることでも達成できるので、両者は矛盾しない旨の答弁を行った¹⁰。

研究開発力強化法¹¹による37研究開発法人のうち国立研究開発法人になるのは31法人であるが、両者の違いについて質疑があり、行革事務局からは、研究開発力強化法の研究開発法人については、科学技術に関する啓発及び知識の普及に係る業務が示され、広がりがある一方、通則法の国立研究開発法人については、研究開発を主たる業務とし、特有の目標管理の仕組みの適用を規定している旨の答弁があった¹²。

ウ 行政執行法人

新たな分類において、業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められる法人の役職員を国家公務員とする従来の「特定独立行政法人」を無くし、国家公務員の身分と行政執行法人をセットにする趣旨が不明確で必要性も乏しいのではないかとの質疑があり、行革事務局からは、法人の高い自主性、裁量を發揮した業務運営により、国民向けサービスの質の向上、成果の最大化を図るため、人事・給与面における柔軟かつ弾力的な運用ができるよう、可能な限り非公務員としてきた従来の方針を踏襲し、中期目標管理法人は非公務員型とする一方¹³、行政執行法人については、業務が争議行為により停滞することを回避し、正確かつ確実な業務の執行を確保するため、厳しい服務規律が適用される国家公務員型とした旨の答弁があった¹⁴。

行政執行法人になれば、単年度目標管理の下で運営費交付金等のメリットも失われないかとの質疑に対し、行革事務局は、運営費交付金のメリットのうち複数年度使用のメリットは失われるものの合理的な理由での繰越しを認めることで相当緩和されるほか使途を特定されない柔軟な予算執行は維持されるとした上で、公務員の身分を維持し、公務員型独法として公的な業務に携わる位置付けもメリットである旨の答弁を行った¹⁵。

特定独立行政法人が行政執行法人になる中で唯一中期目標管理法になる国立病院機構について、今後もセーフティネット系の医療提供などを確実に果たすための担保が必要ではないかとの質疑があり、稲田大臣は、厚生労働省において適切に指導が行われると承知しているが、行革事務局もフォローアップしていく旨の答弁を行った¹⁶。

(3) 目標・評価の仕組みの在り方

ア 基本的な考え方

ポイントを押さえたメリハリの効いた評価の視点が重要ではないかとの質疑に対し、行革事務局は、従来の多層的な評価の仕組みを改め、評価を主務大臣に一元化した上で、独立行政法人評価制度委員会は基本的に毎年度の評価には関与せず、主務大臣の評価結

果が著しく適正を欠くと認められる場合に意見を述べるができる仕組みとするとともに、法人の監事機能の強化、監事と第三者機関との連携によるガバナンス強化、総務省の行政評価・監視機能の活用などにより、法人の事務負担にも配慮し、評価事務の負担を軽減しつつ、法人の適切なガバナンスを効率的に確保する旨の答弁を行った¹⁷。

総務省の役割について、稲田大臣は、独法は主務大臣の政策の実施機関であり、主務大臣・各省庁による責任を持った法人管理を基本に、ある意味補足的に適正な目標管理を担保する観点から、お手盛りにならぬよう横串を刺すことである旨の答弁を行った¹⁸。

新藤総務大臣は、毎年度評価に第三者機関が必ず関与するものではなくなるが、法人の目標期間の節目での十分な関与で第三者視点による評価体制の弱体化を防止するほか、今回総務省の行政評価・監視の調査対象に独法が追加されるので、第三者機関の精力的な調査審議を支え、独法の行政評価に第三者的視点の活用を図る旨の答弁を行った¹⁹。

指針について、新藤総務大臣は、①目標の具体性・明確性の確保、②政策の中での位置付けの明示、③一定の業務等ごとの目標設定などを、また、評価については、①具体的な指標を用いた評価の実施、②統一的な評価基準、設定区分の設定、③具体的な評定理由の付記などを考えている旨の答弁を行った²⁰。

イ 独立行政法人評価制度委員会

独立行政法人評価制度委員会は、現在の政策評価・独立行政法人評価委員会と比べてどう機能強化されるのかとの質疑があり、後藤田内閣府副大臣は、委員は総務大臣ではなく内閣総理大臣が任命すること、中期目標期間終了時の内閣総理大臣への意見具申が可能となること、評価結果のほか中期目標のチェックも行うこと、総務大臣が策定する指針の調査審議を行うなどの点で機能・役割が強化されている旨の答弁を行った²¹。

委員の人選に関する基準・方法については、行革事務局から、法施行までの準備期間において、各法人を幅広く客観性を持ちつつ厳格にチェックできる有能な人材を集めるため、慎重かつきちんと人選が進められる旨の答弁があった²²。

ウ 主務大臣による目標設定の適正確保

批判を受け廃止された旧雇用・能力開発機構の「私のしごと館」も元々大臣が目標として与えたものであり、企画立案側に由来する問題に対する責任の所在に関する質疑に対し、新藤総務大臣は、主務大臣の設定した目標自体から生じたものであれば責任が主務大臣にあることは法案上明確であり、主務大臣には目標変更等適切な対応が求められる旨の答弁を行った²³。目標設定における法人の自主性への配慮に制度的担保が必要との質疑に対し、稲田大臣は、法人の事務及び事業の特性や自主性への配慮規定（第3条）があるほか、主務大臣の業績評価を受ける際に法人自らの業績を記載した報告書を提出し、評価結果を業務運営の改善に反映させることや、基本方針で運営費交付金の算定ルールの見直しなど業務や経営努力を促進する方向性を打ち出したことなどが、主務大臣と法人の意思疎通、新たな目標設定時に役立つ旨の答弁を行った²⁴。

エ 主務大臣による評価の適正確保

主務大臣による評価の導入、さらには第三者機関の評価への関与の簡素化が主務官庁の役人主導によるお手盛り評価を招かないよう十分手当がなされているのかとの質疑が

あり、稲田大臣は、政策の実現に責任を持ち、法人の事務・事業を推進する主務大臣とチェックを行う委員会の視点は自ずと異なり、事務・業務の存廃等に関し見解が対立する事態も想定される中、直接法的拘束力のない委員会の勧告に主務大臣が応じないことも有り得ることから、内閣総理大臣の指揮監督権の発動を促すため、委員会が内閣総理大臣に意見具申を行えるようにもした旨の答弁を行った²⁵。また、目標期間終了時の組織の在り方の検討については、組織の存続を所与とせず、主務大臣による厳しい見直しを促すため組織の存続の必要性を検証すべきこと、また、従来も当然有り得るものと想定していた業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止の措置を確認的に明示した旨の答弁を行った²⁶。

(4) 法人内外からのガバナンス強化

ア 役員の公募についての考え方

第20条第3項では、公募等は「必要に応じ」実施するとしているが、今後内閣が替わっても公募が実施されるよう原則公募を法定すべきではないかとの質疑があり、稲田大臣は、公募には、幅広く募ることができることや透明性の担保などの良い面がある一方、適任者が不在で再公募の追加措置を要した場合がこれまで約1割あったほか書類や面接による選考では事前に十分適格性が把握できない事例もあり、また、基本的に応募者からしか選べず任命権者の発意による主導的な人事になじみにくい面もあった上、政策目標実現に最適な人材登用のため、任命権者の責任で多様な方法から選択すべきと考え、原則公募の義務付けはしない旨の答弁を行った²⁷。また、公務員OBが就任していた独立行政法人の役員ポストや新たに公務員OBを役員に任命しようとする場合については公募による後任者選考を行うこと等を内容とした「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」（平成21年9月29日閣議決定）を現政権も「必要」と認め維持しており、今後政権交代や社会情勢の変化等で変更する場合は合理的な理由、国民への説明責任を果たすことが当然必要である旨の答弁を行った²⁸。

衆議院の修正について、稲田大臣は、独法の長及び監事の任命に際し、公募を活用すべきか、まず検討を求めるものと理解するが²⁹、公募が行われない場合に国民に説明し透明性を確保することは重要であり、国会の論議を踏まえ対応する旨の答弁を行った³⁰。

イ 法人の長の任命に関する内閣承認の必要性

24年法案と異なり法人の長の任命に内閣の承認を不要とする理由について、稲田大臣は、政策責任者である主務大臣の人事権を尊重したものであり、平成13年3月23日の閣議での官房長官発言に基づく現行の閣議口頭了解については、各大臣に周知する意味で今後も必要だが³¹、将来の政権を縛るものではない旨の答弁を行った³²。

ウ 監事の機能強化の在り方

監事への報告義務の規定化の趣旨について質疑があり、後藤田内閣府副大臣は、法人の長を牽制する監事の機能強化の側面があるほか、主務大臣による統制の重要性の高まりに対応し、監事に情報を集めやすくして監査機能の実効性をより向上させ、法人の自律的な業務運営の改善を促す効果が期待される旨の答弁を行った³³。

第 19 条の 2 で役員による不正行為、法令違反事実等について監事に対し法人の長、主務大臣への報告義務を課すとしながら、第 21 条の 5 では役員が監事への報告義務を「独法に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合」に限定しているが、不正行為に関する報告についてはどう担保するのかとの質疑があり、稲田大臣は、現行の監事監査に関する参考指針において、「法令違反行為、業務上の事故その他業務運営に著しく影響を及ぼすと認められる事態が発生したとき及び業務運営に関する内部通報、外部告発等があったときは、関係者は、速やかに監事に報告するものとする。」とされ、第 28 条では法令遵守等内部統制の体制整備を法人の業務方法書に定めると規定しているので、法案成立後、総務省始め関係者と相談し、業務方法書における内部統制の記載内容について、監事機能強化に資するよう検討する旨の答弁を行った³⁴。

また、第 19 条第 5 項による監事による調査に関し、第 71 条は調査を妨げた役員にのみ罰則を課すとしているが、職員についてはどうするのかとの質疑があり、稲田大臣は、役員による指示や処分など法人内部の規律維持の中で対応すべきであるが、監事の調査に対する職員の協力についても、総務省始め関係者と相談する旨の答弁を行った³⁵。

エ 役員等の損害賠償責任

第 25 条の 2 で法人役員等に損害賠償責任を新たに課す趣旨について質疑があり、行革事務局からは、従来こうした規定がなかったのは「公的な主体でありながら本人は民間人」として独法制度が立案されたことが関係するが、その後の経緯、法人の存在意義、問題事例、法人の責任などを考慮し設けることとした旨の答弁があった³⁶。損害賠償の免除規定が会社法等と比べ緩いのではないのかとの質疑があり、稲田大臣は、一般社団法人、株式会社の規定に倣ったものであり、主務大臣一人で免除を決めるのではなく、総務大臣の承認を加えることで統一性ある適切な制度運用ができる旨の答弁を行った³⁷。

オ 主務大臣による是正措置の整備

新設する第 35 条の 3 に関し、主務大臣が法人に違法行為等の是正命令を行える場合については、法人の業務運営が著しく適正を欠き、公益を害することが明白であれば十分であり、さらに「特に必要があるとき」と限定する必要があるのかとの質疑があり、稲田大臣は、法人の自主性・自律性を尊重した業務運営が制度の基本であり、まず自主的な改善に取り組むよう要請が必要で、是正命令は最終手段である旨の答弁を行った³⁸。

(5) 財政規律、報酬・給与等の見直し、情報公開の在り方

ア 運営費交付金に関する運用の在り方

基本方針において、自己収入の増加が見込まれる場合、運営費交付金の要求時に、その増加見込額を充てて行う新規業務の経費を要求できることとし、この部分を交付金の要求から減額しなくてよいとする等の弾力化を図る趣旨について、行革事務局からは、従来の予算要求時の硬直的な運用では法人に自己収入を増やすインセンティブが働かない問題を解決するための措置であり、運営費交付金の元々の性格上、長期的には自己収入が増えれば交付金への依存が減る関係を変えるものではない旨の答弁があった³⁹。

これに関連し、平成 25 年 12 月 20 日の行政改革推進会議で了承された報告書「独立

行政法人改革等に関する基本的な方針について」の中の「なお、実際の自己収入の額が見込みの額よりも減った場合には、法人の業務に対する国民のニーズが減少している可能性もあり、その原因を分析し、事務事業の見直しなど必要な経営改善を行うことは言うまでもない。」の部分が基本方針にはなく、担保措置を求めるとの質疑があり、稲田大臣は、当然のこととして盛り込まれなかったと考えるが、改めて検討する旨の答弁を行った⁴⁰。

また、独法の効率化目標の在り方についても画一的なものにとせず、個別にきちんと見るべきであるとの質疑に対し、財務省は、法人ごとに適切な目標を設定するとして昨年の閣議決定を踏まえ、十分注意して予算査定を行っていく旨の答弁を行った⁴¹。

イ 利益の処理の在り方等

経営努力による利益は現在も主務大臣の承認を得ればあらかじめ中期計画で定めた使途に使用できるが、財務省の高いハードルなどは改善されるかとの質疑があり、行革事務局からは、認定基準が厳しいとの批判を踏まえ、恒常的な業務でも新たなテーマや工夫による取組を新規の利益として認める、前年度利益額を上回らなくとも過去の平均を上回れば努力認定するなど要件を改善するもので、財務省協議についてはこれまで同様必要である旨の答弁があった⁴²。

新藤総務大臣は、政策評価には経営努力も評価の項目に入っているが、今後、その重要性を視点に入れ、積極的な運営を積極的に評価するよう心掛ける旨の答弁を行った⁴³。

また、民間のグループ企業のように、政府においても、独法も含め資金を一括管理し全体の最適化を図るべきではないかとの質疑に対し、行革事務局は、例えば独立採算制の意識の低下、独法の経営の自主権への制約等の問題の指摘もあり、独法の理事長の責任と裁量の下で最高のパフォーマンスを上げてもらい、中期期間終了後の剰余金の国庫納付の形でその果実を刈り取るのが最も効率的なガバナンスである旨の答弁を行った⁴⁴。

ウ 管理会計の導入に向けた取組

管理会計の独立行政法人における導入促進のため何らかのインセンティブを与えるべきとの質疑があり、稲田大臣は、管理会計の導入促進には、併せて事業等のまとまりごとの会計情報の公表を進めることやコスト削減や利益増大等への適切なインセンティブを設けることが重要であり、目標、評価の指針や会計基準の見直しにおいて、事業等のまとまりごとにコストを把握し業務改善につなげられる仕組みとして、管理会計の導入等によるマネジメントの向上が促進されるよう、総務大臣と協力し検討する旨の答弁を行い⁴⁵、また総務省からも同趣旨の答弁があった⁴⁶。

エ 不要財産の処分等

不要財産の処分について定めた平成 22 年の改正による通則法第 8 条第 3 項の規定がこれまで独法自らが長い時間軸の中で不要と認めない限り返納不要として運用され、国からの交付金、税金由来の財源をため込む実態改善のためもあり、24 年方針では「法人内部における不要資産の留保を防止する仕組みを構築する」としたが、基本方針ではなぜ削除したのかとの質疑があり、稲田大臣は、運営費交付金で不要なものは削減すべきであり、行政事業レビューなどでも対応する旨の答弁を行った⁴⁷。

また、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点」（平成 24 年 1 月 20 日 総務省行政管理局改定）に基づき、不要財産とみなされたものは毎年度国庫納付すべきとの質疑があり、行革事務局は、不要財産の認定は随時行えるのに対し国庫納付は事務処理に時間を要することもあり、認定と同事業年度という意味なら技術的に困難であるが、不要資産が独法内に留保しないよう適切な対応が必要である旨の答弁を行った⁴⁸。

不要資産に該当するかを監事が判断するための参考の意味でも、総務省が全法人の不要資産を把握し、ホームページで公表すべきではないかとの質疑があり、上川総務副大臣は、国庫納付の実績の取りまとめ、情報公開の在り方を検討する旨の答弁を行った⁴⁹。

不適切な支出について、24 年方針では、税金が独法を通じ会費の形で天下り団体に流れないように「不要又は過大の会費の支出を含め不適切な支出をチェックし、公表する仕組みを構築する」としたが、基本方針ではなぜ削除したのかとの質疑があり、稲田大臣は、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成 24 年 3 月 23 日行政改革実行本部決定）等に基づく措置を引き続き実施する旨の答弁を行った⁵⁰。

オ 役員の定年

内閣総理大臣が定める基準に基づき、法人が各々の規程で定年を定めるとした民主・みんな案とは違い政府案には定年の規定がないが、「特殊法人等の役員の給与・退職金等について」（平成 14 年 3 月 15 日閣議決定）にはどう対応するのかとの質疑があり、稲田大臣は、国家公務員や民間企業においては、独法役員のような任期付任用のケースでは定年制がなく、適材適所の人材配置の重要性から定年等の規制を法律で設けませんが、公務員 O B が役員ポストを渡り歩くのは国民の理解を到底得られるものでなく、65 歳を原則とし個々の事情に応じ弾力的に例外を認める同閣議決定のルールを継続している旨の答弁を行った⁵¹。

カ 役職員の報酬・給与

法人の長の報酬は国家公務員の事務次官以下とされてきた「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）以来の上限を撤廃する趣旨について、稲田大臣は、研究開発法人等法人それぞれの特性から必要な人材が確保できないおそれがあるとの指摘を踏まえ、基本方針では、必要な場合、法人及び主務大臣が説明責任を果たした上で、法人の長の報酬を事務次官以上とすることも可能とし、通則法上役員報酬の上限規定を置かないこととした旨の答弁を行った⁵²。独法役員は公益を担う立場である以上、24 年法案のように、原則上限を設定した上で特殊な場合の例外を設けるべきではないかとの質疑に対し、稲田大臣は、意図するところは同じである旨の答弁を行った⁵³。また、行政執行法人で事務次官より高い報酬や国家公務員より高い給与水準を設定することに国民の納得が得られるような必要性は想定しにくい旨の答弁を行った⁵⁴。

職員の給与水準は国家公務員の給与と連動するのではなく、今後も各法人の労使交渉を通じ決定されるのかとの質疑があり、稲田大臣は、通則法の規定（第 50 条の 10 第 3 項、第 57 条第 3 項）に従い必要な考慮、参酌がなされるのであれば、各法人の労使交渉における決定を阻害するものでない旨の答弁を行った⁵⁵。

キ 情報公開

国民の信頼と納得を得るため法人の「見える化」にどう取り組むのかとの質疑に対し、稲田大臣は、従来の財務諸表、事業報告書、中期目標、業績評価結果等の公表に加え、各法人の業績等のまとまりごとに、予算の見積りを年度計画に、執行実績を事業報告書に添付し公表する、業績評価結果の業務運営や予算等への反映状況を毎年度公表するほか、各府省における評価の検討過程の透明性確保のため、必要に応じ有識者の会議を活用するなど、自発的に国民に見える運用を行うことが重要である旨の答弁を行った⁵⁶。

厚生労働省所管の高齢・障害・求職者雇用支援機構（J E E D）の最近の入札事案等を踏まえ、主務大臣への報告や大臣の指示が十分に公表されるのかとの質疑に対し、稲田大臣は、不正行為等に関する監事から主務大臣への報告や主務大臣から法人への是正等の命令は一義的には不正等の是正が目的だが、情報開示についても、公的組織の説明責任の観点から、各主務大臣や各法人で適切な対応が図られるべきである旨の答弁を行った⁵⁷。

基本方針で、24年方針の「事業部門・間接部門別職員数、公務員OBの再就職先との取引状況、会費等契約によらない支出の状況、交付金の使途や資産保有状況に係る情報」の公表が削除された趣旨について質疑があり、稲田大臣は、「公務員OBの再就職先」は公表情報から把握可能なため法人の事務負担も考慮し開示の義務付けを見送ったほかは既に公表、又は公表することになっている旨の答弁を行った⁵⁸。

新藤総務大臣は、今回の改革を受け、更に分かりやすい情報公開の観点で法人に取組を促すとともに、インターネットによる包括的な情報提供なども含め、情報公開の充実を図る旨の答弁を行った⁵⁹。

（6）研究開発型法人への対応

ア 総合科学技術・イノベーション会議と個別法人との関係

総合科学技術・イノベーション会議と個別法人との関係性について、民主・みんな案の提出者からは、同案では、主務大臣が個別法人の中期目標を定める際、あらかじめ同会議の意見を聴くことにより、会議が個別法人の目標策定に関与し、国全体の科学技術イノベーション政策の推進を個別分野で的確に図るのに対し、政府案では、会議は総務省が作成する指針のうち研究開発法人の指針案を作成するだけで、個別法人の目標に関与する規定がないため全体の研究開発の最大化が十分確保されないおそれがある旨の答弁があり⁶⁰、後藤田内閣府副大臣から、例えば建築研究所など基準を研究する法人にまで国家戦略の司令塔である会議が個別に関与するのは本来の役割とは異なり、司令塔強化の中で、特定国立研究開発法人には会議がしっかり関与する旨の答弁があった⁶¹。

イ 総務大臣が定める指針、独立行政法人制度評価委員会による評価の在り方

総務大臣が作成する指針には、総合科学技術・イノベーション会議が作成する指針案がどの程度反映されるのかとの質疑に対し、稲田大臣は、第28条の3により、研究開発の事務及び事業の特殊性、専門性に鑑みつつ、独法制度の枠組内で位置付けるため、同会議が作成する指針案の内容を適切に反映することにしたものであり、指針作成上、通則法や基本方針との整合性など総合的な検討が必要と考えられ、研究開発の専門性の

観点から当然尊重はされるが、まったく一致するとまでは言えず、総務大臣と会議が相互に理解を深め、そごのない状態にすることが望ましい旨の答弁を行った⁶²。

また、第35条の4や第35条の6により、主務大臣は研究開発に関する審議会の意見を聴いた上で、国立研究開発法人の中長期目標を定め、業績評価を行うのに対し、それを点検する評価制度委員会の専門性に懸念はないのかとの質疑があり、稲田大臣は、主務大臣の目標設定、業績評価が専門的知見を活用しつつ法人の目標設定の指示や業績評価を行うことに主眼を置くのに対し、評価制度委員会の点検は目標設定、評価の客観性確保の観点から行うもので、法人の実績を一から評価し直すものではないが、指針と評価結果の整合性を点検する上で専門的知見が必要なのは指摘のとおりであり、臨時委員、専門員を活用し適切に調査審議を行うことが期待される旨の答弁を行った⁶³。

独法の通則的な管理運営には専門性の高い業務を評価・サポートする上で制約があるとの指摘もある中で、画一的な管理の論理と個別的自主性の論理のバランスをどう図るのかとの質疑があり、新藤総務大臣は、研究開発法人の個別性、自主性に配慮した柔軟な評価は重要であるが、ルーズか柔軟か紙一重であり、総合科学技術・イノベーション会議の指針案などを考慮するなど勉強を重ね体制を整えたい旨の答弁を行った⁶⁴。

ウ 再就職規制の在り方

第50条の4で再就職のあっせん規制を規定しているが、研究者の人事交流の重要性や若い研究者の再就職にトップの推薦状が必要なことなどの特殊事情に十分配慮すべきとの質疑に対し、行革事務局は、同条第2項第3号で任期付研究者を適用除外するとともに任期付きでない研究者も同第1号に該当すれば適用除外となる、同号の「基礎研究」は例示に過ぎず政令で個別具体の業務を規定する際は法の趣旨や研究開発業務の特性・実態等を踏まえ判断する、同条第3項の密接関係法人の定義は広く、私立大学、国立大学も含むが、具体的には政令でどう制約するかになる旨の答弁を行った⁶⁵。

エ 随意契約の在り方

専門性の高い物品の調達必要性など研究開発の特殊事情がある中で、現在国立大学法人では1,000万円までの調達で随意契約が可能なのに対し、独法では一律160万円までとされ研究に支障が出ていないかとの質疑に対し、行革事務局は、独立行政法人整理合理化計画の下、独法の随意契約の限度額は国と同額の設定だが、特殊機器等で調達先が限定される場合や緊急的な場合など、国で随意契約が認められる場合も一般入札が行われることが国際競争上マイナス要因との指摘もあることから、総務省が随意契約が可能なケースを具体的に示し、独法が随意契約できる事由を会計規程等に明確化する方針を示しており、これにより透明性を確保しつつ調達の合理化を図る旨の答弁を行った⁶⁶。

オ 特定国立研究開発法人

特定国立研究開発法人を設け別法で措置するのは、特殊法人の問題を改め、横串を刺す改革の方向に逆行しないかとの質疑があり、稲田大臣は、行革の観点から全くの別法にはすべきでなく、通則法の規制を掛けた上での特別法の形としており、また、これらの法人は、業務運営上の特別な措置等が定められる以上、当然、研究成果の厳密な検証など、より強い責任を果たす必要がある旨の答弁を行った⁶⁷。

後藤田内閣府副大臣は、研究開発法人には大きく分け、①自ら研究開発を実施する機関（情報通信研究機構など）、②ファンディング機能を有する機関（新エネルギー・産業技術総合開発機構など）、③規制基準を策定する機関（土木研究所など）がある中で、総合的な研究機関で、国際的・相対的な実績、人材交流等の状況等を勘案し、基礎研究に近い理化学研究所と応用研究に近い産業技術総合研究所が特定国立研究開発法人の候補に挙げられた旨の答弁を行った⁶⁸。山本科学技術政策担当大臣は、二つの候補が実際に対象になるかは閣議決定で決まるが、理化学研究所のガバナンスやマネジメントの問題などの対応を見極めることになる旨の答弁を行った⁶⁹。一部法人の特別扱いは独法全体の力を損わないかとの質疑に対し、後藤田副大臣は、今後の選定に当たり考慮すべき要素、対象法人は必要に応じ見直す、研究成果の最大化とガバナンス・国民への説明責任などを法律で定め、また、今後新しいものが出ることは否定していない旨の答弁を行った⁷⁰。

（7）法人の統廃合の進め方、雇用の確保

ア 法人統廃合の考え方

法人の統廃合の数が民主党政権時よりも少ないなど行革の踏み込みが足りないのではないかと質疑があり、菅内閣官房長官は、民主党政権下の独法改革は、独立行政法人制度を行政法人制度に置き換え、特殊法人化、国移管、大規模の統合等により法人数を減らしたのに対し、現政権では独法制度本来の趣旨にのっとり機能するよう制度改革を行うとともに、各法人をできるだけ独法として維持した上で、政策実施機能の向上に資する統廃合等を行うこととした結果である旨の答弁を行った⁷¹。稲田大臣は、今後、法人の統廃合について、平成 27 年 4 月以降、可能な限り早期の改革実施を目指し、迅速に講じていく旨の答弁を行った⁷²。

府省を超えた統合の可能性について、同大臣は、結果として、統合の例は生じなかったものの、国際関係業務を行う法人間で海外事務所の共有化、近接化を進めるとしてのようにシナジー効果が期待される場合は所管府省の枠にとらわれず法人が自律性を持って積極的に業務連携等を進めるとともに⁷³、業務、組織の見直しの中で所管府省を超える統廃合が必要な場合は政府が必要な取組を講じるべきである旨の答弁を行った⁷⁴。

法人の存廃に関する基準について、稲田大臣は、今後の検討の際には、独立行政法人の目的や、「民でできることは民で」の原則、適切な役割分担など今回の組織見直しの趣旨等を十分踏まえ、国民の理解が得られるよう検討すべきである旨の答弁を行った⁷⁵。

イ 雇用の確保への配慮

今後多くの法人職員に雇用・身分の問題が発生する可能性がある中どう対応するのかとの質疑があり、稲田大臣から、非正規職員や非常勤の職員については第 50 条の 4 の密接関連法人等への再就職あっせんの規制対象外である旨、また、行革事務局から、あっせん規制の対象外を規定する同条第 2 項では、第 4 号で毎年度の業績評価の結果に基づく法人業務の業務縮小や合理化の場合は一般職員について、第 5 号で中期目標終了時の見直しにより政令で定める人数以上の人員削減が行われる場合は再就職支援が必要な

全ての役職員について、それぞれ規制対象外としており、各場合に依り当局で対応する旨の答弁があったほか⁷⁶、稲田大臣は、第5号で政令で定める人数以下の場合も、管理職未満の職員については、第4号を適用し、あつせんを行っていく旨の答弁を行った⁷⁷。

ウ 雇用の継承の法定化

会社分割に係る商法や労働契約承継法などの例に倣い、独法の改廃に係る雇用の承継を通則法で定めるべきとの質疑に対し、稲田大臣は、通則法は法人の業務運営に普遍的に適用される共通基盤ルールを規定するもので、職員の採用、身分承継等の人事管理については個別法等で必要事項を定め、雇用者である各法人において、労働法規や判例、いわゆる整理解雇の4要件などに基づき適切に対応すべきとした上で、過去、独法の統廃合などの大きな組織見直しの際、状況を勘案し、必要な場合には法人間の身分承継など法的措置がなされたことから、通則法に雇用の安定に関する事項は盛り込んでいないが、職員の雇用確保の重要性に鑑み、基本方針に雇用の安定への配慮が盛り込まれており、これらを踏まえ適切な対応がなされるべきである旨の答弁を行った⁷⁸。

5. 附帯決議

参議院内閣委員会では2法案に対し下記の附帯決議が行われた。衆議院内閣委員会の決議には三、四、十に該当する項目がないが、その他は同様の内容である。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。このため、主務大臣は、所管する独立行政法人において、次の諸点について適切な措置を講ぜられるよう求めるものとする。

- 一 各独立行政法人は、第二十八条第二項に基づき業務方法書に以下を記載すること等により、監事による内部ガバナンスの徹底に努めること。
 - ① 独立行政法人の役職員は、他の役職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、直ちに監事に報告すること。
 - ② 監事がその職務を行うために文書提出又は説明を求めた場合、独立行政法人の職員もこれに応じること。
- 二 独立行政法人の役員の任命に際しては、公務員OBの再就職に対して国民の厳しい見方があることを踏まえ、「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」（平成二十一年九月二十九日 閣議決定）に基づく公募は引き続き行うものとする。
- 三 独立行政法人の役員の報酬については、特に必要があり、事務次官の給与より高い水準の報酬を設定しようとする場合には、より一層の効果的な運営の実現、業務の効率化など、その必要性について、十分な説明責任を果たすこと。
- 四 独立行政法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するよう、運営費交付金の算定において適切な運用を行うとともに、実際の自己収入の額が見込みの額よ

り減った場合には、法人の業務に対する国民のニーズが減少している可能性を踏まえ、その原因を分析し、事務・事業の見直しなど必要な経営改善を行うこと。

- 五 独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表を主務大臣に提出し、承認を受けるに当たっては、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点」（平成二十二年十一月二十六日 行政管理局）に沿って、不要財産とみなされたものであって国の出資等に係るものについては、国庫納付するものとする。
- 六 独立行政法人が保有する財産をその業務の効率的な実施に必要な最小限度のものとするため、五の不要財産を除く独立行政法人の業務上の余裕金等について、その保有・運用実態を点検するとともに、適切な管理、処分等の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 七 独立行政法人の統廃合等の組織の見直しに当たっては、当該法人職員の雇用の安定に配慮すること。また、独立行政法人の職員の給与等は、自主性及び自律性の発揮という制度本来の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度に基づき、法人の労使交渉における決定に基づき対応すること。
- 八 独立行政法人の情報公開については、過度な事務負担とならないことを前提に、各法人は、業務内容別の職員数、関連法人との取引状況、会費等契約によらない支出の状況、交付金の使途や資産保有状況に係る情報等を含め、ホームページ等で自発的かつ定期的に行うとともに、総務省はこれらの情報を総括的にホームページで閲覧可能とすること。
- 九 組織マネジメントの改善を推進するためには、現場を知悉する内部人材が改革を主体的・自律的に担うことが重要であることに鑑み、組織マネジメントの改善を担う内部人材についても登用・育成が行われるよう、必要な支援に努めること。
- 十 非公務員化後の独立行政法人国立病院機構の業務運営においても、政策医療や災害時医療などが必要かつ十分に、常に停滞なく確実に実施、提供されるよう万全を期すとともに、その実施状況について適切に把握した上で業績評価を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

右決議する。

6. 終わりに

2法律は、去る平成26年6月13日に公布された。平成27年4月からの新制度への移行に向け、現在準備が進められており、7月17日には、総合科学技術・イノベーション会議において「研究開発の事務及び事業に関する事項に係る評価等の指針の案」が決定されるとともに、総務大臣から政策評価・独立行政法人評価委員会に「独立行政法人の目標の策定に関する指針（案）」と「独立行政法人の評価に関する指針（案）」について諮問がなされた。両指針（案）については7月18日から8月18日までパブリックコメントが実施され、9月2日に両指針が決定された。

また、8月29日の行政改革推進本部の第3回（持ち回り開催）においては、平成28年4月の統合に向けて必要な法制上の措置が講ぜられることを目指すとする「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」が決定されるとともに、基本方針の平成26年度フォローアップ結果が報告されている。

長い間の改革論議の集大成としての新たな独立行政法人制度の大枠が固まり、国会での論議を踏まえつつ様々な詰め作業が進められており、今後の動向が注目される。

-
- ¹平成26年4月、総合科学技術・イノベーション会議に改組。
- ²第186回国会衆議院内閣委員会議録第18号15頁(平26.5.16)
- ³第186回国会参議院内閣委員会議録第18号(その1)16頁(平26.5.29)
- ⁴第186回国会衆議院内閣委員会議録第18号15頁(平26.5.16)
- ⁵第186回国会衆議院内閣委員会議録第18号22頁(平26.5.16)
- ⁶第186回国会衆議院内閣委員総務委員会連合審査会議録第1号14頁(平26.5.21)。(6)アを参照。
- ⁷第186回国会衆議院内閣委員会議録第18号13、14頁(平26.5.16)
- ⁸第186回国会衆議院内閣委員会議録第18号24頁(平24.5.16)
- ⁹第186回国会参議院内閣委員会議録第20号4頁(平26.6.5)
- ¹⁰第186回国会参議院内閣委員会議録第18号(その1)4頁(平26.5.29)
- ¹¹研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律
- ¹²第186回国会参議院内閣委員会議録第15号9頁(平26.5.20)
- ¹³第186回国会参議院内閣委員会議録第18号15頁(平26.5.29)
- ¹⁴第186回国会参議院内閣委員会議録第18号(その1)15頁(平26.5.29)
- ¹⁵第186回国会参議院内閣委員会議録第18号(その1)15頁(平26.5.29)
- ¹⁶第186回国会参議院内閣委員会議録第18号(その1)16頁(平26.5.29)
- ¹⁷第186回国会参議院内閣委員会議録第20号4頁(平26.6.5)
- ¹⁸第186回国会参議院内閣委員会議録第20号5頁(平26.6.5)
- ¹⁹第186回国会衆議院内閣委員総務委員会連合審査会議録第1号8頁(平26.5.21)
- ²⁰第186回国会参議院本会議録第25号6頁(平26.5.28)。(6)イを参照。
- ²¹第186回国会衆議院内閣委員会議録第18号2頁(平26.5.16)
- ²²第186回国会参議院内閣委員会議録第18号(その1)24頁(平26.5.29)
- ²³第186回国会衆議院内閣委員総務委員会連合審査会議録第1号6頁(平26.5.21)
- ²⁴第186回国会衆議院内閣委員総務委員会連合審査会議録第1号5頁(平26.5.21)
- ²⁵第186回国会参議院内閣委員会議録第20号12頁(平26.6.5)
- ²⁶第186回国会参議院内閣委員会議録第20号12頁(平26.6.5)
- ²⁷第186回国会参議院内閣委員会議録第18号(その1)9頁(平26.5.29)
- ²⁸第186回国会衆議院内閣委員会議録第18号6頁(平26.5.16)
- ²⁹第186回国会参議院本会議録第25号4頁(平26.5.28)
- ³⁰第186回国会参議院内閣委員会議録第18号(その1)9、10頁(平26.5.29)
- ³¹第186回国会参議院内閣委員会議録第18号(その1)10頁(平26.5.29)
- ³²第186回国会衆議院内閣委員会議録第18号7頁(平26.5.16)
- ³³第186回国会衆議院内閣委員会議録第19号14頁(平26.5.23)
- ³⁴第186回国会衆議院内閣委員会議録第18号9頁(平26.5.16)
- ³⁵第186回国会衆議院内閣委員会議録第18号9、10頁(平26.5.16)
- ³⁶第186回国会衆議院内閣委員会議録第18号14頁(平26.5.16)
- ³⁷第186回国会参議院内閣委員会議録第20号8頁(平26.6.5)
- ³⁸第186回国会参議院内閣委員会議録第20号8頁(平26.6.5)
- ³⁹第186回国会衆議院内閣委員総務委員会連合審査会議録第1号4頁(平26.5.21)

- ⁴⁰ 第 186 回国会参議院内閣委員会会議録第 18 号(その 1) 8、9 頁(平 26. 5. 29)
- ⁴¹ 第 186 回国会参議院内閣委員会会議録第 20 号 5 頁(平 26. 6. 5)
- ⁴² 第 186 回国会衆議院内閣委員会総務委員会連合審査会議録第 1 号 4 頁(平成 26. 5. 21)
- ⁴³ 第 186 回国会衆議院内閣委員会総務委員会連合審査会議録第 1 号 8 頁(平 26. 5. 21)
- ⁴⁴ 第 186 回国会衆議院内閣委員会会議録第 18 号 17～19 頁(平 26. 5. 16)
- ⁴⁵ 第 186 回国会参議院本会議録第 25 号 6 頁(平 26. 5. 28)
- ⁴⁶ 第 186 回国会参議院内閣委員会会議録第 20 号 9 頁(平 26. 6. 5)
- ⁴⁷ 第 186 回国会参議院内閣委員会会議録第 18 号(その 1) 11 頁(平 26. 5. 29)
- ⁴⁸ 第 186 回国会衆議院内閣委員会総務委員会連合審査会議録第 1 号 11 頁(平 26. 5. 21)
- ⁴⁹ 第 186 回国会衆議院内閣委員会会議録第 18 号 8 頁(平 26. 5. 16)
- ⁵⁰ 第 186 回国会参議院内閣委員会会議録第 18 号(その 1) 12 頁(平 26. 5. 29)
- ⁵¹ 第 186 回国会衆議院内閣委員会会議録第 18 号 7 頁(平 26. 5. 16)
- ⁵² 第 186 回国会参議院内閣委員会会議録第 18 号(その 1) 10 頁(平 26. 5. 29)
- ⁵³ 第 186 回国会参議院内閣委員会会議録第 18 号(その 1) 10、11 頁(平 26. 5. 29)
- ⁵⁴ 第 186 回国会参議院内閣委員会会議録第 18 号(その 1) 11 頁(平 26. 5. 29)
- ⁵⁵ 第 186 回国会衆議院内閣委員会会議録第 19 号 4、5 頁(平 26. 5. 23)
- ⁵⁶ 第 186 回国会参議院本会議録第 25 号 5 頁(平 26. 5. 28)
- ⁵⁷ 第 186 回国会参議院本会議録第 25 号 4 頁(平 26. 5. 28)
- ⁵⁸ 第 186 回国会衆議院内閣委員会会議録第 18 号 8 頁(平 26. 5. 16)
- ⁵⁹ 第 186 回国会衆議院内閣委員会総務委員会連合審査会議録第 1 号 11、12 頁(平 26. 5. 21)
- ⁶⁰ 第 186 回国会衆議院内閣委員会総務委員会連合審査会議録第 1 号 14 頁(平 26. 5. 21)
- ⁶¹ 第 186 回国会衆議院内閣委員会総務委員会連合審査会議録第 1 号 14 頁(平 26. 5. 21)
- ⁶² 第 186 回国会参議院内閣委員会会議録第 18 号(その 1) 6 頁(平 26. 5. 29)
- ⁶³ 第 186 回国会参議院内閣委員会会議録第 18 号(その 1) 6 頁(平 26. 5. 29)
- ⁶⁴ 第 186 回国会衆議院内閣委員会総務委員会連合審査会議録第 1 号 7 頁(平 26. 5. 21)
- ⁶⁵ 第 186 回国会参議院内閣委員会会議録第 18 号(その 1) 7 頁(平 26. 5. 29)
- ⁶⁶ 第 186 回国会参議院内閣委員会会議録第 18 号(その 1) 7、8 頁(平 26. 5. 29)
- ⁶⁷ 第 186 回国会参議院内閣委員会会議録第 20 号 6、7 頁(平 26. 6. 5)
- ⁶⁸ 第 186 回国会参議院内閣委員会会議録第 18 号(その 1) 22 頁(平 26. 5. 29)
- ⁶⁹ 第 186 回国会参議院内閣委員会会議録第 11 号 7 頁(平 26. 4. 22)
- ⁷⁰ 第 186 回国会参議院内閣委員会会議録第 18 号(その 1) 6 頁(平 26. 5. 29)
- ⁷¹ 第 186 回国会参議院本会議録第 25 号 4 頁(平 26. 5. 28)
- ⁷² 第 186 回国会衆議院内閣委員会会議録第 18 号 23 頁(平 26. 5. 16)
- ⁷³ 第 186 回国会参議院内閣委員会会議録第 20 号 6 頁(平 26. 6. 5)
- ⁷⁴ 第 186 回国会参議院内閣委員会会議録第 20 号 6 頁(平 26. 6. 5)
- ⁷⁵ 第 186 回国会衆議院内閣委員会会議録第 19 号 19 頁(平 26. 5. 23)
- ⁷⁶ 第 186 回国会参議院内閣委員会会議録第 20 号 13 頁(平 26. 6. 5)
- ⁷⁷ 第 186 回国会衆議院内閣委員会会議録第 19 号 19 頁(平 26. 5. 23)
- ⁷⁸ 第 186 回国会参議院内閣委員会会議録第 20 号 14 頁(平 26. 6. 5)